

改正 平成23年6月3日
平成25年9月27日
平成27年4月21日

平成24年3月30日
平成26年6月13日

(目的)

第1条 この規程は、人間の生存および自律にとって健康状態、疾病その他医療に関する情報が極めて重要なものであるとともに、これらの情報が漏えい、滅失またはき損することがあれば、当該情報の主体が重大な不利益を被るおそれがあることにかんがみ、慶應義塾（以下「義塾」という。）における個人の医療に関わる情報の取扱いに関する基本的事項を慶應義塾個人情報保護基本方針にのっとり定めることにより、個人の医療に関わる情報を取り扱う義塾および教職員その他の従業者の責務をそれぞれ明らかにするとともに、個人の権利利益を保護し、個人の人格を尊重することを目的とする。

(定義)

第2条 ① この規程において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）第2条第1項に定める個人情報で、現在または過去のいずれかの時点で義塾が運営する慶應義塾大学病院その他の医療機関および保健管理センターと次の各号に掲げられている関係を有した者（以下、「患者等」という。）に関するものをいう。

- 1 患者（妊婦を含む）
- 2 患者の家族
- 3 健康診断等を受診した者
- 4 付添人その他の利用者

- ② この規程において「医療個人情報」とは、前項に定める個人情報のうち、特に健康状態、疾病その他医療に関するものをいう。
- ③ この規程において「本人」とは、当該個人情報ないし当該医療個人情報によって識別される、またはされ得る生存する特定の個人をいう。
- ④ 第1項各号に掲げる者が死亡した場合であっても、第19条に定める安全管理措置および第27条に定める診療録等の開示に関しては、その性質に反しない限度で、医療個人情報に準じて取り扱われるものとする。

(責務)

第3条 ① 義塾は、個人の人格尊重の理念に基づき、個人情報保護法および関係諸法令を遵守し、医療個人情報を適正に取り扱う。医療個人情報の取扱いに当たって、義塾は、本人の権利利益を損なうことがないように、十分に配慮する。

- ② 義塾は、前項の目的を達成するために必要かつ適切な組織および体制を整備する。
- ③ 理事、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手、教職員その他従業者（派遣労働者を含む。）は、個人情報を取り扱うに当たり、本規程および本規程に基づいて義塾が定める関係諸規則を遵守するとともに、医療個人情報保護のために義塾がとる施策および措置等に最大限協力しなければならない。
- ④ 前項に掲げる者（過去にこれらの地位にあった者も含む。）は、業務上知りまたは知り得た医療個人情報を、第三者に漏らし、または自己もしくは第三者の不当な目的のために利用してはならない。

(医療個人情報保護統括管理責任者)

第4条 ① 義塾は、医療個人情報保護統括管理責任者（以下「医療統括管理責任者」という。）を置き、塾長が常任理事の中から1名を指名しこれに充てる。

- ② 医療統括管理責任者は、義塾全体の医療個人情報保護に関する全ての権限と責任を掌握し、義塾における医療個人情報の保護に関する一切の業務を統括する。
- ③ 医療統括管理責任者は、医療個人情報に関する教職員その他の従業者に対する教育・研修計画を企画、立案、実施する。

(医療個人情報保護部門管理責任者)

第5条 ① 義塾は、医療統括管理責任者の下に、医療個人情報保護部門管理責任者（以下、「医療部門管理責任者」という。）を置く。

医療部門管理責任者は、次の各号に掲げる者をこれに充てる。

- 1 大学病院長
 - 2 大学病院副院長
 - 3 大学病院診療科部長
 - 4 大学病院中央診療施設等の長
 - 5 大学保健管理センター所長
 - 6 大学病院事務局長
 - 7 大学病院看護部長
 - 8 職員組織における各部署の上位管理職 1名
- ② 医療部門管理責任者は、それぞれ所管する業務の範囲内における医療個人情報について、本規程において特に定めるものの他、義塾に代わって事務を処理する。
- ③ 医療部門管理責任者は、前項の事務を行うに当たっては、医療統括管理責任者の指揮、命令を受けけるものとする。
- ④ 医療部門管理責任者は、自己に代わって第2項の事務を処理する医療部門管理責任者補佐を選任するほか、第2項の事務を処理するために必要な措置を講じることができる。

（医療個人情報保護委員会の設置）

第6条 ① 義塾は、義塾における医療個人情報の適正な取扱いを実現するために必要な一切の事項について審議する機関として、医療個人情報保護委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

- ② 委員会の権限は、次のとおりとする。
- 1 医療個人情報保護に関する全塾的な施策、重要な事項ならびに医療統括管理責任者および医療部門管理責任者から付議された事項について審議すること。
 - 2 医療部門管理責任者および教職員その他の従業者に対して、審議上必要な資料の提出を求め、または意見の聴取を行うこと。
 - 3 委員会で審議した事項について、その結果に基づき、教職員その他の従業者に対して助言、指導または勧告を行うこと。
- ③ 委員は、委員会の活動を通じて知りまたは知り得た医療個人情報を他人に漏らしてはならない。委員退任後も同様とする。
- ④ 委員会は、次の者をもって構成する。
- 1 医療統括管理責任者
 - 2 大学病院長
 - 3 大学病院医療安全対策室長
 - 4 大学病院情報システム部長
 - 5 大学医学部長補佐のうちから、医学部長の推薦に基づき塾長が指名する者 若干名
 - 6 大学保健管理センター所長
 - 7 大学病院事務局長
 - 8 信濃町キャンパス事務長
 - 9 大学病院看護部長
 - 10 大学病院医療事務室長
 - 11 大学病院事務局次長（総務担当）
 - 12 大学病院事務局次長（情報システム担当）
 - 13 大学病院事務局次長（危機管理担当）
 - 14 大学保健管理センター事務長
 - 15 その他専任教職員のうちから、委員長の申請にもとづき、塾長が指名する者
- ⑤ 委員会に委員長と副委員長を置く。
- 1 委員長は、医療統括管理責任者とする。
 - 2 委員長は、委員会を招集し、議事を行う。
 - 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長に代わってその職務を行う。

- ⑥ 委員会は、次のとおり運営する。
- 1 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 2 委員会の審議および評決は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって行う。
 - 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
 - 4 前各号に定めるほか、委員会の運営に関する事項は、委員会において定める。
- ⑦ 委員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、任期の途中で退任した場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- ⑧ 委員会は、必要に応じて小委員会を置くことができる。小委員会の詳細は別に定める。
(利用目的の特定)

第7条 ① 義塾は、医療個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならない。

② 義塾は、次の各号に掲げる目的で医療情報を取り扱うものとし、患者等は、診療契約の締結、健康診断等の受診、施設の利用等に当たり、これに同意するものとする。

- 1 患者等に対する医療サービスの提供
 - 2 医療保険事務（審査支払機関に対するレセプトの提出、審査支払機関または保険者からの照会に対する回答を含む。）
 - 3 患者等に係る施設の管理運営業務
 - 4 他の病院、診療所、助産所、医師、歯科医師、看護師およびその他医療従事者（以下、「医療機関等」という。）との連携
 - 5 他の医療機関等からの照会に対する回答
 - 6 他の医療機関等の意見・助言を求める場合
 - 7 検体その他の検査
 - 8 親族等への病状説明
 - 9 事業者等からの委託を受けて健康診断等を行った場合における、事業者等に対するその結果の通知
 - 10 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談または届出等
 - 11 症例研究、その他医学・医療に関する学術研究
 - 12 患者等から届出のあった連絡先に電話をかけるなど、本人の同意を得るために必要な諸作業
- ③ 前項各号に掲げる事項以外の目的のために医療個人情報を利用するときは、義塾は、その取得に当たりまたはその利用に先立って、口頭もしくは書面の交付等により本人に対して個別に通知し、または、施設内における掲示もしくはホームページ等により公表して、当該利用目的を明示し、本人の同意を得るものとする。

(匿名化)

第8条 義塾は、医療個人情報を匿名化するために、本人の明示の同意がなくても、医療個人情報に必要な加工を行うことができる。

(利用目的による制限)

第9条 ① 義塾は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条第2項および第3項の規定により特定された利用目的（第15条によって変更されたものを含む。）の達成に必要な範囲を超えて、医療個人情報を利用してはならない。

② 他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って医療個人情報を取得したときは、義塾は、あらかじめ本人の同意を得ないで承継前における当該医療個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、医療個人情報を取り扱ってはならない。

③ 前2項は、次に掲げる場合については、適用しない。

1 法令に基づく場合

なお、刑事訴訟法第197条第2項その他回答するか否かが任意とされている処分であっても、それが法令に基づくものであるときは、これに回答しても、義塾は、本人に対し、何らの責任も負わないものとする。

2 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難である場合

- 3 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために、特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- 4 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(同意の取消)

第10条 ① 医療個人情報を取得する時点で本人の同意があつたにもかかわらず、その後、本人から利用目的の一部についての同意を取り消す旨の申出を受けたときは、義塾は、その後の医療個人情報の取扱いについては、同意が取り消されなかった範囲に限定して取り扱うものとする。ただし、次の各号に定める場合は、この限りではない。

- 1 医療個人情報の取扱いを同意が取り消されなかった範囲に限定することにより、患者等に対する医療サービスの提供、その他義塾の業務に支障を生じるおそれがある場合
- 2 医療個人情報の取扱いを同意が取り消されなかった範囲に限定することが、他の患者等の利益を損なうおそれがある場合

② 医療個人情報の第三者提供について本人の同意があつた場合で、その後、本人から第三者提供の範囲の一部についての同意を取り消す旨の申出を受けたときは、義塾は、その後の医療個人情報の取扱いについては、本人の同意があつた範囲に限定して取り扱うものとする。ただし、次の各号に定める場合は、この限りではない。

- 1 医療個人情報の取扱いを本人の同意があつた範囲に限定することにより、患者等に対する医療サービスの提供、その他義塾の業務に支障を生じるおそれがある場合
- 2 医療個人情報の取扱いを本人の同意があつた範囲に限定することが、他の患者等の利益を損なうおそれがある場合

(未成年者等の場合の取扱い)

第11条 ① 医療個人情報の取扱いに関して本人の同意が必要となる場合において、本人が未成年者であるときは、義塾は、当該本人の法定代理人の同意を取得するものとし、かつ、これで足りるものとする。ただし、当該本人が当該医療個人情報を取り扱うことの意味を理解して必要な判断をすることができる十分な能力（以下、「十分な判断能力」という）を有するときは、法定代理人の同意に加えて、当該本人の同意を取得しなければならない。

② 本人に意識障害がある場合、精神疾患等により判断能力が低下している場合についても、前項に準じるものとする。

(取得に関する原則)

第12条 ① 義塾は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

② 義塾は、次の各号に定める場合を除いて、十分な判断能力を有していない未成年者から、当該未成年者の親、兄弟姉妹その他の親族（以下、「親族等」という）の個人情報を取得してはならない。

- 1 親族等が個人情報を取得することに同意している場合
- 2 当該未成年者の診療上、その家族の個人情報の取得が必要な場合で、かつ当該家族から個人情報を取得することが困難な場合

(直接取得する場合)

第13条 ① 義塾は、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）に記載された当該本人の医療個人情報を取得する場合、その他本人から直接に当該本人の医療個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、当該書面に記載しまたは施設内に掲示する等の方法で、その利用目的を明示しなければならない。ただし、救急の患者等で緊急の処置が必要な場合その他の人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。

② 前項の場合における利用目的の明示の方法、利用目的の明示に当たって義塾が提供しなければならない情報の内容、取得した医療個人情報の保管の方法等については、別途定めるところに従う。

(間接的に取得する場合)

第14条 前条に定める場合を除いて、義塾は、医療個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、または公表しなければならない。

(利用目的の変更)

第15条 ① 義塾は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で、利用目的を変更することができる。

② 義塾は、前項の範囲を超えて、利用目的を変更してはならない。

③ 利用目的を変更したときは、義塾は、利用目的を変更したことおよび変更後の利用目的の内容を、本人に対して個別に通知しまたは公表しなければならない。

④ 利用目的を変更する方法・手続、変更された利用目的の通知の方法等については、別途定めるところに従う。

(適用の除外)

第16条 第13条、第14条および前条第3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

1 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

2 利用目的を本人に通知し、または公表することにより義塾の権利または利益を害するおそれがある場合

3 国の機関もしくは地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

4 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(利用目的通知)

第17条 ① 義塾が保有する医療個人情報について、本人は、義塾に対し、当該本人が識別される個人情報の利用目的の通知を請求すること(以下、「利用目的通知請求」という。)ができる。

② 前項に基づき利用目的通知請求を受けたときは、義塾は、本人に対し、遅滞なく、利用目的を通知しなければならない。

③ 前項の請求を受けた場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、義塾は、前項に定める利用目的の通知を行わないことができる。

1 当該本人が識別される個人情報の利用目的が明らかな場合

2 前条第1号から第3号までのいずれかに該当する場合

④ 前項に基づき個人情報の利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、義塾は、本人に対し、遅滞なく、その旨およびその理由を通知しなければならない。また、本人から求められたときは、その理由を説明しなければならない。

(正確性の確保)

第18条 ① 義塾は、利用目的の達成に必要な範囲において医療個人情報(個人情報保護法第2条第4項に定める個人データに該当するものに限る。)を正確かつ最新の内容に保つように努めなければならない。

② 他の医療機関等から医療個人情報を取得した場合において、当該医療個人情報の内容に重大な疑義が生じたときは、義塾は、その事実に関して、本人または当該医療個人情報の提供を行った者に確認をとることとする。

(安全管理措置)

第19条 ① 義塾は、取り扱う医療個人情報の漏えい、滅失またはき損(以下、「漏えい等」という。)の防止その他の医療個人情報の安全管理のために必要かつ適切な組織的、人的、物理的ないし技術的な措置を講じなければならない。

② 前項に基づき、義塾は、次の各号の事態に迅速かつ適切に対応するため、必要な報告連絡体制を整備するものとする。

1 医療個人情報の漏えい等の事故が発生した場合、またはその発生の可能性が高いと判断される場合

2 本規程その他医療個人情報の取扱いに関する規程等に違反している事実が生じた場合、または、その徴候が高いと判断される場合

③ 前項のほか、義塾は、当該医療個人情報が漏えい等をした場合に当該本人が被る不利益の大きさ、当該医療個人情報が記載または記録されている媒体の種類等をふまえて、第1項に基づいて講じる措置の具体的な内容を決定するものとする。

(従業者の監督)

第20条 ① 義塾は、理事、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手、教職員その他従業者（派遣労働者を含む。）に医療個人情報を取り扱わせるにあたっては、前条第1項に基づいて義塾が講じた安全管理措置を遵守させるよう、当該従業者に対し、必要かつ適切な監督をしなければならない。

② 医療個人情報が記載または記録された書面、コンピュータ、記憶媒体（以下、「書面等」という。）の保管および利用の方法、医療個人情報の書面等への記載または記録する際の方法・手続等については、別途定めるところに従う。

(委託に伴う第三者提供)

第21条 ① 義塾は、義塾が行うべき医療個人情報の取り扱いの全部または一部を第三者に委託する場合には、本人の個別の同意なくして、委託に係る事務の処理に必要なかつ不可欠な範囲で、義塾が保有する医療個人情報を当該第三者に対して提供することができる。

② 委託先となる第三者の選定にあたっては、義塾は、当該第三者における医療個人情報の安全管理その他の医療個人情報の保護の実情をふまえ、本人の権利利益を不当に侵害することのないよう、慎重に判断・決定しなければならない。

③ 第1項に基づき、義塾が保有する医療個人情報を第三者に対して提供するにあたっては、義塾は、当該第三者に対し、次の各号に掲げる措置をそれぞれ講じなければならない。

1 義塾が定める安全管理措置の内容を当該第三者の義務とし、また当該第三者の業務が適切に行われていることを定期的に確認すること

2 当該第三者における医療個人情報の取扱いに疑義が生じた場合には、当該第三者に対し、説明を求め、必要に応じて改善を求めることができるようにすること

3 前号のほか、提供される医療個人情報の安全管理その他の医療個人情報の保護に関して当該第三者が遵守すべき事項または講ずべき措置を、具体的に明らかにすること

④ 前項のほか、義塾は、当該第三者に対し、提供される医療個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(再委託の禁止)

第22条 前条第1項に基づいて義塾より医療個人情報の取扱いの委託を受けた第三者は、理由の如何を問わず、義塾より委託を受けた業務の全部または一部を、他人に委託することはできないものとする。ただし、義塾の事前の許可を得た場合は、この限りではない。

(第三者提供の制限)

第23条 義塾は、あらかじめ本人の同意を得ないで、医療個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合および個人情報保護法第23条第2項に定められている場合を除く。

1 法令に基づく場合

なお、刑事訴訟法第197条第2項その他回答するか否かが任意とされている処分であっても、それが法令に基づくものであるときは、これに回答しても、義塾は、本人に対し、何らの責任も負わないものとする。

2 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき

3 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために、特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

4 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

5 外部監査機関への情報提供

(第三者提供の適用除外)

第24条 次に掲げる場合において、当該医療個人情報の提供を受ける者は、本規程においては、第三者に該当しないものとする。

1 利用目的の達成に必要な範囲内において医療個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合。ただし、この場合は、義塾は、第21条第2項ないし第4項に定められた義務を負う。

2 合併その他の事由による事業の承継に伴って医療個人情報が提供される場合

3 医療個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨ならびに共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき

(第三者への提供の停止)

第25条 ① 義塾が保有する医療個人情報（個人情報保護法第2条第5項に定める保有個人データに該当するものに限る。）について、第23条の規定に違反して第三者に提供されているときは、本人は、義塾に対し、当該本人が識別される医療個人情報を第三者への提供の停止を請求すること（以下、「第三者提供停止請求」という。）ができる。

② 前項に基づき第三者提供停止請求を受けたときは、義塾は、遅滞なく、第23条の規定に違反するとして具体的に主張された事実の有無について、必要な調査を行わなければならない。

③ 前項の調査の結果、第23条の規定に違反して第三者に提供されていると認められたときは、義塾は、遅滞なく、当該医療個人情報の第三者への提供の停止を行わなければならない。

④ 第23条の規定に違反して第三者に提供されていると認められた場合であっても、当該医療個人情報の第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他第三者への提供の停止を行うことに困難な事情がある場合は、義塾は、前項に定める当該医療個人情報の第三者への提供の停止を行わないことができる。ただし、この場合には、義塾は、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わる措置をとることを要する。

⑤ 前項に基づき個人情報の全部または一部について第三者への提供を停止したとき、または、第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、義塾は、本人に対し、遅滞なく、その旨およびその理由を通知しなければならない。また、第三者への提供の停止を行わない旨の決定をした場合において、本人から求められたときは、その理由を説明しなければならない。

(開示)

第26条 ① 義塾が保有する医療個人情報（個人情報保護法第2条第5項に定める保有個人データに該当するものに限る。）について、本人は、義塾に対し、当該本人が識別される医療個人情報の開示を請求すること（以下、「開示請求」という。）ができる。

② 前項に基づき開示請求を受けたときは、義塾は、遅滞なく、当該本人が識別される医療個人情報を、書面の交付または請求者が同意した方法で開示しなければならない。

③ 前項の請求を受けたときであっても、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、義塾は、その医療個人情報の全部または一部を開示しないことができる。

1 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

2 義塾の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

3 他の法令に違反することとなる場合

④ 前項に基づき医療個人情報の全部または一部について開示しない旨の決定をしたときは、義塾は、本人に対し、遅滞なく、その旨およびその理由を通知しなければならない。また、本人から求められたときは、その理由を説明しなければならない。

⑤ 第30条第1項各号に掲げる者から開示請求を受けた場合で、本条第2項に基づいて当該医療個人情報を開示しようとするときは、義塾は、事前に、本人に対し、開示する情報の内容を説明しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りではない。

1 本人が十分な判断能力を有しない場合

2 本人にその説明を行うことで、病状の悪化その他本人に対する診療上不都合を生じるおそれがある場合

(診療録等の開示)

第27条 本人は、義塾が「慶應義塾大学病院における医療情報提供指針」において定めるところに従い、自己に関する診療録、看護記録、処方内容、検査記録、エックス線写真その他診療を目的として、または診療に伴って作成された書面ないし画像（以下、「診療録等」という。）の閲覧もしくは謄写、または、診療録等に記載ないし記録されている情報の開示を請求することができる。

(訂正等)

第28条 ① 義塾が保有する医療個人情報（個人情報保護法第2条第5項に定める保有個人データに該当するものに限る。）について、当該本人が識別される個人情報の内容が事実でないときは、本

人は、義塾に対し、当該本人が識別される医療個人情報の訂正、追加または削除（以下、「訂正等」という。）を請求すること（以下、「訂正等請求」という。）ができる。

- ② 前項に基づき訂正等請求を受けたときは、義塾は、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行わなければならない。
- ③ 前項の調査の結果、当該医療個人情報の内容が事実でないことが判明したときは、義塾は、直ちに、その内容の訂正等を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - 1 利用目的から見て訂正等が必要でない場合
 - 2 誤りであるという本人の指摘が正しくない場合
 - 3 訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合
- ④ 前項に基づき医療個人情報の全部または一部の訂正等を行ったとき、または、訂正等を行わない旨の決定をしたときは、義塾は、本人に対し、遅滞なく、その旨およびその理由を通知しなければならない。また、本人から求められたときは、その理由を説明しなければならない。

（利用停止等）

第29条 ① 義塾が保有する医療個人情報（個人情報保護法第2条第5項に定める保有個人データに該当するものに限る。）について、次に掲げる事由があるときは、本人は、義塾に対し、当該医療個人情報の利用の停止または消去（以下、「利用停止等」という。）を請求すること（以下、「利用停止等請求」という。）ができる。

- 1 当該本人が識別される医療個人情報が、第9条の規定に違反して取り扱われているとき
- 2 当該本人が識別される医療個人情報が、第12条の規定に違反して取得されたものであるとき
- ② 前項に基づき利用停止等請求を受けたときは、義塾は、遅滞なく、前項各号に掲げる事由として具体的に主張された事実の有無について、必要な調査を行わなければならない。
- ③ 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事由が認められたときは、義塾は、当該違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該医療個人情報の利用停止等を行わなければならない。
- ④ 第1項各号に掲げる事由が認められた場合であっても、当該医療個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他利用停止等を行うことに困難な事情がある場合は、義塾は、前項に定める当該医療個人情報の利用停止等を行わないことができる。ただし、この場合には、義塾は、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わる措置をとることを要する。
- ⑤ 第3項に基づき医療個人情報の全部または一部について利用停止等を行ったとき、または、利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、義塾は、本人に対し、遅滞なく、その旨およびその理由を通知しなければならない。また、利用停止等を行わない旨の決定をした場合において、本人から求められたときは、その理由を説明しなければならない。

（請求することができる者等）

第30条 ① 第17条、第25条、第26条、第28条および第29条の各第1項が定める各請求（以下、「各種請求」という）は、次の各号に掲げる者も、これを行うことができる。ただし、本人の意思に反するときは、この限りではない。

- 1 本人が未成年者または成年被後見人である場合には、その法定代理人
- 2 本人より当該請求を行うことについて委任を受けた代理人
ただし、代理人となりうるのは、弁護士資格を有する者に限る
- ② 本人は、前項各号に掲げる者が行った各種請求を、単独で取り下げることができる。
- ③ 第1項各号に掲げる者から各種請求を受けたときは、義塾は、本人に対し、当該請求を行った者および当該請求の対象となっている医療個人情報の内容について十分に説明し、その時点における当該請求に関する本人の意思を確認することができる。
- ④ 前項に基づいて確認された本人の意思と当該請求を行った者の意思が食い違うときは、義塾は、本人の意思に従って対応すれば足りるものとする。

（請求する方法等）

第31条 ① 義塾は、各種請求に関し、次の各号に掲げる事項のほか、各種請求に関する手続の詳細について定めることができる。ただし、本人に過重な負担を課すものとならない範囲に限る。また、第4号の手数料の金額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内のものでなければならない。

- 1 各種請求の受付先
 - 2 各種請求に際して提出すべき書面の様式, その他の各種請求の受付方法
 - 3 各種請求をする者が本人またはその代理人であることの確認の方法
 - 4 第17条第2項に基づく利用目的の通知または第26条第2項に基づく開示をする際に徴収する手数料の金額およびその徴収方法
- ② 本人または前条第1項各号に掲げる者は, 前項に基づいて義塾が定めた手続ないし方法に従って, 各請求を行わなければならない。
- ③ 本人または前条第1項各号に掲げる者が, 義塾が定めた手続ないし方法に従って各種請求を行わないときは, 義塾は, 当該請求を受け付けないことができる。
(不服の申立て)
- 第32条 ① 各種請求に基づいて義塾が行った措置に不服がある者は, 義塾に対して不服の申立てを行うことができる。
- ② 前項に基づく不服申立てを受けたときは, 義塾は, 速やかに, 申立ての理由の有無について審理を行う。
- ③ 義塾は, 審理のために必要があるときは, 申立人, 医療部門管理責任者, 教職員その他の従業者およびその他の関係者に対し, 期日を定めて出頭を求め, 意見の聴取を行い, 期限を定めて自らの意見を記載した書面の提出を命じ, その他必要な処分を行うことができる。
- ④ 本人が第1項の不服申立てを行う方法, 義塾がその申立てを受け付ける方法, 手数料の有無および金額, その他不服申立てに関する手続の詳細は, 義塾が別にこれを定める。
- ⑤ 本人は, 義塾が定めた手続ないし方法に従って, 不服申立てを行わなければならない。
(苦情の処理)
- 第33条 ① 義塾は, 医療個人情報の取扱いに関する苦情の適正かつ迅速な処理に努めなければならない。
- ② 義塾は, 次の各号に掲げる事項を行うほか, 前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めるものとする。
- 1 苦情への対応を行う窓口機能等の整備
 - 2 苦情への対応の手順を定めること
(漏えい等の発生した場合の対処)
- 第34条 ① 義塾は, 取り扱う個人情報の漏えい等が発生し, またはその発生が疑われるときは, 速やかに事実関係を調査するとともに, その事実を当該本人に対して通知または公表しなければならない。
- ② 前項の調査の結果, 漏えい等の事実が判明したときは, 義塾は, その事態を収拾するために適切な措置を講じるものとする。
(個人情報保護管理室)
- 第35条 ① 義塾は, 医療個人情報の取扱いに関する苦情処理を行う機関として, 個人情報保護管理室(以下, 「管理室」という。)医療個人情報担当を設置する。
- ② 管理室の組織および権限は, 義塾が別に定める。
(情報監査)
- 第36条 ① 義塾は, 医療個人情報の保護にかかわる業務が適正に行われていることを監査するために, 医療情報監査責任者を置く。
- ② 医療情報監査責任者は, 業務監査室長が担当する。
- ③ 情報監査は, 年1回以上実施するものとする。
(廃棄)
- 第37条 ① 義塾は, 次に掲げる方法に従って, それぞれ保有する医療個人情報を廃棄するものとする。
- 1 医療個人情報が記載された書面を廃棄する場合は, 必要のあるものについてはシュレッダーにかけた上で, 廃棄物処理業者にその廃棄を委託して, 焼却や溶解など, 当該情報を復元不可能な形にする。
 - 2 医療個人情報が記録されたコンピュータ, 記憶媒体を廃棄する場合は, 記録された医療個人情報情報を復元不可能な形に消去した上で, 当該コンピュータ等を物理的に破壊する。

② 医療個人情報を廃棄する基準，廃棄することができる権限およびそのための手続等については，別途定めるところに従う。

(学術研究の用に供する目的)

第38条 ① 義塾または義塾に属する教職員その他の従業者が，医療個人情報を学術研究の用に供する目的で取り扱う場合には，本規程は適用されないものとする。

② 前項の場合であっても，義塾または義塾に属する教職員その他の従業者は，個人の人格尊重の理念に基づき適正と考えられる方法で，医療個人情報を取り扱わなければならない。

③ 前項のほか，医療個人情報を学術研究の用に供する目的で取り扱う場合に関する詳細は，義塾が別に定める。

(細則等)

第39条 本規程の運用ならびに医療個人情報保護にかかわる業務を円滑に行うために必要な細則は，義塾が別に定める。

(処分)

第40条 教職員その他の従業者は，その職務を遂行するに当たり，本規程に定められた義塾の背負う義務として担う処理を誠実に遂行しなければならないが，本規程に違反した教職員その他の従業者に対して，就業規則に定めるところに従い，懲戒処分を行う。

(規程の改廃)

第41条 この規程の改廃は，医療個人情報保護委員会の議を経て，塾長が決定する。

附 則

この規程は，平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月3日)

この規程は，平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日)

この規程は，平成23年10月1日から適用する。

附 則 (平成25年9月27日)

この規程は，平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月13日)

この規程は，平成26年6月13日から施行する。

附 則 (平成27年4月21日)

この規程は，平成27年4月21日から施行する。